

○松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、松田町地区整備計画（以下「地区整備計画」という。）の区域内における建築物の制限に関する条例（令和7年松田町条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(条例における基準時)

第2条 条例に規定する基準時とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された、条例の別表第1に掲げる各地区整備計画区域の地区計画の告示日とする。

(現に存する所有権その他の権利)

第3条 条例の別表第2宮下地区地区整備計画区域及び神山地区地区整備計画区域の第1項に規定する、現に存する所有権等とは、次に掲げる権利をいう。

- (1) 基準時における土地の所有権
- (2) 前号より生前贈与により得た権利者の権利
- (3) 第1号より相続により得た権利者の権利

2 前項第2号又は第3号により権利を受けた者の権利は、権利取得後は前項第1号の所有権とみなす。

第4条 条例の別表第2下原地区地区整備計画区域第2項に規定する、現に存する所有権その他の権利とは、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定により、指定された仮換地又は仮換地について仮に地上権、永小作権、賃借権その他の土地を使用して、若しくは収益することができる権利の目的となるべき宅地若しくはその部分について、使用又は収益をすることができる権利をいう。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(松田町宮下地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する規則の廃止)

2 松田町宮下地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する規則（昭和63年松田町規則第12号）は、廃止する。

（松田町下原地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する規則の廃止）

3 松田町下原地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する規則（平成8年松田町規則第1号）は、廃止する。

（経過措置）

4 この規則の施行前における旧宮下地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する規則及び旧下原地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する規則の適用については、なお従前の例による。